

活動報告: 「後志研修会」が開催されました

「第30回後志里親研修会」が8月9日(土)に黒松内つく し園を会場として、里親19名、子ども9名が参加して開催さ れました。来賓として中央児童相談所の野沢次長、横堀主査お よび西谷福祉専門員が出席されたほか、里親支援専門相談員の 門前さんと斎藤さんが参加されました。

はじめに前里親会長で現在は顧問の廣瀬さんが出席者を代 表して挨拶し、資生堂財団が主催するフォスター・ケア研修会 や、全国里親会で婦人部を組織する企画などについて紹介され



ました。次いで野沢次長さんが来賓として挨拶し、北海道における措置児童の里親委託率が府県と 比較して高いことと、一方では養護施設において中学・高校生の在籍割合が高くなっている現状が あり、その子たちの進学や社会生活への習熟などの自立に向けた課題があることについて、里親に 対する期待も含めて話されました。

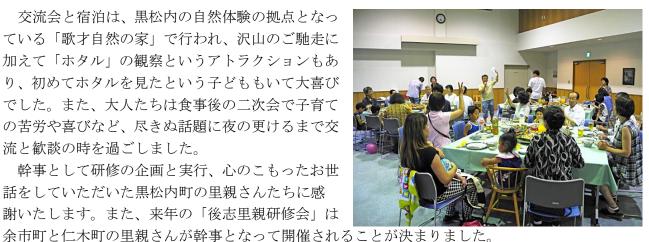


研修では横堀主査さんから、8月に厚生労働省から発表され た「2013年度の児童虐待件数が全国で前年度より10.6%増え て 73,765 件となり、道内での件数も 22%多い 2,089 件であっ た」ことについての紹介と説明がされました。また、「社会的 養護の課題と将来像の実現に向けて」と題した社会的養護専門 委員会の報告を紹介し、中でも里親委託児の31.5%に虐待を 受けた経験があること、および最近は障害のある児童の委託割 合が増えていることから、里親に対する支援の強化と充実が必 要であることが話されました。

次いで、黒松内つくし園の岡久施設長さんの「社会的養護の現状と課題」をテーマとした講演が あり、児童養護施設の小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進状況などについて 話されました。その後、つくし園の施設を見学してユニット化された小規模グループケアの実施状 況や、立派に整備された体育館が地域の自治会活動にも利用されていることなどを見ました。

交流会と宿泊は、黒松内の自然体験の拠点となっ ている「歌才自然の家」で行われ、沢山のご馳走に 加えて「ホタル」の観察というアトラクションもあ り、初めてホタルを見たという子どももいて大喜び でした。また、大人たちは食事後の二次会で子育て の苦労や喜びなど、尽きぬ話題に夜の更けるまで交 流と歓談の時を過ごしました。

幹事として研修の企画と実行、心のこもったお世 話をしていただいた黒松内町の里親さんたちに感 謝いたします。また、来年の「後志里親研修会」は



あなたのデスが見たいから

中央地区里影



お知らせ: 「エンゼル祭」の開催とボランティアの募集 (里親支援専門相談員・門前さんからの投稿)

中央地区里親会会員の皆様へ

日頃大変お世話になっております、天使の園の門前です。

さて、天使の園では今年度も<u>「エンゼル祭」を9月23日(火)</u>に行います。例年、中央地区里親会の皆様にもボランティアとして参加していただいておりまして、今年度もぜひよろしくお願いしたく思い連絡させていただきました。

こちらの都合で申し訳ありませんが、<u>9月6日(土)まで</u>に御連絡頂ければと思います。ボランティアではなく、当日「お客様」としてお越しいただいても構いません。

連絡先:Tel:011-372-3520

Mail: kitanodaichi-engel@blue.ocn.ne.jp

お知らせ: 新しい「里親信条」が制定されました

「里親信条」については、時代に合わせて改訂が必要であるとの議論があり、「全国里親だより」や「ニュースレター」などで会員や識者からの意見を求め、それらを基に本年の3月に改定されました。その内容は既に「全国里親だより」の100号に掲載されていますが、見落とされた方もいるかと思いますので、今いちど本紙でも掲載します。書かれている内容について、じっくりとかみ締めて考えたいと思います。

「里親信条」 (平成26年3月改定)

(基本理念)

一 私たち里親は、保護者による養育が困難な子どもを家庭に迎え入れ、子どもに寄り添った養育を行います。

(子どもの権利擁護)

一 私たち里親は、子どもの権利を擁護し、最善の利益に配慮した養育に努めます。

(社会的養護)

一 私たち里親は、社会的養護の役割を担うものとして、地域社会とのつながりを大切にして 養育を行います。

(子どもの発達保障)

一 私たち里親は、子どもの健やかな成長のため、家庭養護の良さを活かし、子ども一人ひとり にあった養育にあたります。

(里親としての資質・専門性の向上)

一 私たち里親は、自らの家庭をととのえ、子どもの養育に必要な知識と技術の向上に努めます。

あなたの美質が見たいから

中央地区里部会



Q&A: 満年齢を迎えて措置解除になる際は、どんな手続きが必要ですか?

A: 子どもが満年齢で18歳になり、自立能力が確認されると委託措置が解除になります。措置解除になると、里親が委託中に受けていた公的な援助はすべてなくなります。里親と委託されていた子どもとの関係も法的に終了するので、やらなければならない手続きがいくつかあります。(なお、現在20歳まで措置延長の制度が設けられていますので、こちらもご利用ください。)

※里親制度は都道府県・政令指定都市において実施する制度ですので、下記に書いたことが必ず しも当てはまらない場合があります。内容や金額、申請書の様式などについては里親担当課ないし 児童相談所の担当者に問い合わせてみてください。

1. 健康保険の手続き

- * 措置解除と同時に、これまでの受診券は使用できなくなります。担当の児童相談所にお返しください。実親の健康保険と受診券を併用していた場合は、引き続き健康保険証を使うことができます。
- * これまで受診券のみ使用していた場合は、新たに健康保険に加入手続きをしないと無保険状態になります。
- * <就職する場合> 就職する会社の社会保険に加入することになります。加入の手続きや保険料の支払いは会社が行いますが、社会保険に加入していない場合は、個々で国民健康保険に加入することになります。
- * <進学する場合、その他> 進学する場合や社会保険のない会社に就職する場合は、国民健康保険に加入することになります。児童相談所が発行する「措置解除決定通知書」を市区町村担当窓口に持っていき、加入の手続きをします。この場合、加入者本人に収入がなく里親宅に同居するときは、納税義務者として里親が「擬制世帯主」となって加入することになります。保険料は自治体によって異なります。

2. 措置解除時に請求できる委託措置費

- * 就職し、あるいは進学して委託を終了する子どもについて、国の要綱で定められている次の費用が支払われますので、期日までに請求してください。この他に、地域で独自の制度を設けているところがありますので、それぞれで出している通知などをよく確かめてください。
- * 就職する場合:就職する子どもに対して、「就職支度費」が支払われます。子どものための寝具、 被服などの費用で、一般基準と特別基準があります。
- * 進学する場合:大学等の進学する子どもに対して、「大学進学等自立生活支度費」が支払われます。進学に際して必要な学用品、参考図書の購入や住居費、生活費などの費用で、一般基準と特別 基準があります。

3. 各種奨学金・助成金制度の利用

大学等に進学する子どもに対して、さまざまな奨学金や助成制度があります。地域で独自に設けているものや、里親家庭を対象にするもの、進学先の同窓会が設けているものなどがあります。

4. 身元保証人制度

就職やアパートを借りる際には保証人が必要となります。国の制度として身元保証人確保対策事業があります。これは里親などが保証人になった場合に利用するもので、保証人に損害賠償や債務

あなたの実質が見たいから

中央地区里别会



中央地区里親会 ニュースレター 2014年8月27日

- 4 -

弁済の義務が発生したとき、その賠償額の一定額を支払ってくれる制度です。この制度は都道府県などが実施するもので、里親に保証料の負担はありません。保証の範囲や期間、限度額などが定められていますので、詳しくは児童相談所にご相談ください。なお里親以外に児童相談所長がこの事業を活用して保証人になることができます。保証人だけでなく連帯保証人になることもできます。

. 参考: 厚生労働省「身元保証人確保対策事業の実施について」 「雇児発第 0329 第 9 号 平成 24 年 3 月 29 日一部改正」 (PDF: 156KB) mimotokakuho2014. pdf

身元保証人確保対策事業(社会福祉法人 全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会)

この事業は、児童養護施設や母子生活支援施設などに入所中または退所した子どもや女性(以下、「子ども等」といいます。)が就職に際して、また住宅を賃借する際に親等による保証人が得られにくく、就職やアパートの賃借が困難になる場合があることから、施設長等が保証人となった場合に利用していただくことによって、保証人に損害賠償や債務弁済の義務が生じたときに賠償額のうち、一定額を支払うものです。

これによって、施設長等が保証人を引き受ける場合の負担感を軽減し、必要な場合に保証人を引き受け やすくすることによって保証人を確保し、もって施設等を利用または退所した子ども等の社会的自立の促 進に寄与することを目的としています。

本事業への申し込みは、措置委託元の都道府県・市・福祉事務所設置町村行政を通じて行います。保証料も措置委託元の行政と国が負担しますので、申し込みにあたっては当該行政とご相談ください。

5. パスポートの取得

未成年者のパスポート申請には親権者または後見人の同意が必要で、18 歳から 20 歳までの間は、 実親と交流のない子どもについては法的な手続きが困難になる場合があります。 委託期間中にパスポートを取得させておくと身分証明書としても使えるでしょう。

6. 通称名と戸籍上名

長い間里親の姓で通してきた場合でも、就職試験や大学受験などの段階で戸籍上の名前を使う必要が出てきます。健康保険証・パスポート・運転免許証など公的な書類は戸籍上の姓を使う機会が増えてきます。周囲の人にあらためて事情を説明したり、子ども自身にも自らの生い立ちや立場を理解させ、整理をさせておく必要があるでしょう。

7. その他

公営住宅の同居 公営住宅に同居していた子どもが、措置解除後も同居することは法的に不可となります。

扶養控除の終了:措置解除とともに、委託されていた子どもの扶養控除は終了します。

生活の場所等:里親宅で同居を継続するか、自立してアパートや会社の寮に入居するか今後の経済的なことを含めて子どもとよく話し合いをしましょう。自立するためには、住民票の異動の仕方、銀行の利用法、ごみの出し方など、子どもの知らないことが意外に多いものです。地域社会で自立して生活するために必要なルールを、日々の生活の中で伝えていくことが大切です。

(全国里親会のホームページ「里親関連 Q&A」から転載しました)

あなたの美質が見たいから

中央地区里影